

令和元年12月6日

教職大学院制度の見直し

日本教職大学院協会

会長 加治佐 哲也

教職大学院の制度そのものの見直しが必要。

入学定員が充足しないのは、制度が、教職における高度で実践的な学びを志向する学部生、現職教員や派遣元の教育委員会のニーズに必ずしも応えていないのではないか。

例えば

○現行の共通科目の見直し

教員養成の高度化ニーズはジェネラリストとしての教員の力量向上はもとより、教科横断的指導能力、情報教育、特別支援教育など特定分野の高い専門的能力の獲得にあるのではないか。そうであるとすれば、現行の共通科目の根本的な見直しが避けられない。

○学校実習の見直し

現職教員の学校実習は現任校で行わざるを得ない場合が多いが、果たして現職教員とその学校関係者はそれを望んでいるのか、有効と思っているのか。

○研究開発力の強化

教職大学院のコースワークや実習は現在の学校教育に要する能力の獲得であり、STEAMやエドテックなど、これから求められる能力の獲得に向ける余力はないように思える。つまり、教職大学院制度は研究開発には向いていないのではないか。未来の学校教育に対応できる教職大学院でなければならず、研究開発力を強化する方策を講ずるべきである。

○3年+2年の5年制課程の創設

学部における教員養成の教育課程と教職大学院の教育課程との関連や重複も改めて検証してみるべきではないか。その上で、学部と教職大学院を一貫した高度教員養成教育のプログラムが構想できるのではないか。その場合、効率性と入学者へのインセンティブの点で法科大学院と同様の3年プラス2年の5年制課程が望ましい。

こうしたことを含んだ教職大学院制度の見直しについて、公の政策形成の場で早急に検討を始めるべきと考える。その際、それぞれの見直し項目についてのエビデンスを用意することが不可欠である。